ツキノワグマにご注意ください!!

今年は、春から夏にかけてクマの目撃情報が多く報告されています。秋はクマの活動 が活発になる時期で、庭先の柿や栗などのほか、果樹などを食べに人里まで出没します。 場合によっては人身被害を及ぼすことがありますので、クマには十分ご注意ください。



誘引物の除去をしよう!



クマはエサがあることが分かると、繰り返し出没し、行動が 大胆になっていきます。果実を収穫できない場合は木の幹にト タン巻きなどを行い、クマが登れないようにしましょう。

- 柿や栗などの早期収穫
- 生ごみを屋外に放置しない
- 未収穫の農作物、落果実などを放置しない



クマに出会ったときの注意点

クマは驚くと襲い掛かってくることがあります。また、背を向けると 本能的に追いかけてきます。クマは動物の死体も食べるため、死んだ ふりも危険です。

もし、クマから攻撃を受けそうになった場合、首の後ろや頭などの 急所をガードし、身を守ることが大切です。

- クマに背を向けずに、ゆっくりと後退してその場から離れる
- 死んだふりをしない
- 突然大きな音を出さない

人身被害を防ごう

クマは音に敏感といわれています。外出の際は鈴 やラジオなど、音が出るものを携帯しましょう。

- 物音や声を出して、人の存在を知らせる
- 視界や見通しの悪い場所には近付かない
- 日の出、日没前後の散歩や外出を控える

クマを目撃した場合や痕跡を見つけた 場合は、次の機関へご連絡ください。

農林水産課 鳥獣害対策室

☎ 73-8033(直通) ☎ 73-1221(代表) あわら警察署

卒・短大卒)

(大学卒)、事務B

土木、

保健師】

2 73-0110

子育て支援

ひとり親家庭へのご案内 児童扶養手当の現況届

ださい。対象者に 手当を支給 を受給するには いる人は、毎児童扶養手当の 提 定 7) と自 出する必要が 提出が 給 立親 は案内書を送付 あ る \bigcirc 家 促庭 た 毎 の認定 め進 年 支給要件や ます は あ あります。「現況届」 児童扶養 児童 金 生活の 丰 事

> りますの は手当の 世帯状況 問合せ ので対 は 況に変更が 対象と \mathcal{O}

7 児 童 (1 な 人で、 養手 えあつ. くださ 場合が 当 たとき $\overline{\mathcal{O}}$ 認定

受け

令和4年度あわら市職員採用 候補者後期試験

支付期間 若干名 * 土日祝日を除く 8時3分~17時 **込方法** 8 月 29 日 月

てください。 必要事項を記入し、 総務課備え付けの申 時 時 9 15月 分 22 日 申 提込出書

内とと 2 容ろきが 内ところ

総務課

7

3

800

2

務の 事務以 □ あ11 時日 莳 14 12時

時30



市の要 **小ームページから 綱は、総務課にあ** 『要綱をご覧くだ -ジから

総務

お

ペます

格

記を次の 歌を次の職

をご覧に

な

用予定の



新市指定文化財紹介②「大連三郎左衛門家文書」

あわら市下番区の付近は、平安時代から奈良の興福寺 の荘園になっており、河口荘と呼ばれていました。大連 家は、河口荘ができたとき、本荘春日神社の御祭神とと もに奈良から来た社家で、十郷用水の開削にも尽力した とされています。江戸時代に、大連家は東西2家に分かれ、 西大連家の当主が代々 [三郎左衛門] を名乗っていました。

この西大連家に伝わる戦国時代から明治時代に書かれ た 46 点の古文書群には、朝倉氏が発給した十郷用水の 規定として最古の「朝倉氏一乗谷奉行人連署定書」や十 郷用水が描かれた絵図などがあります。地域の歴史を知

るうえで貴重な資料 であることから、令和 4年3月3日に、新 しく市の文化財に指 定されました。



▲ 「朝倉氏―乗谷奉行人連署定書 (有形文化財/古文書・書跡・典籍)

学芸員コラム 第7回 ・・・・・・・

「土器の見方①」

第7回の学芸員コラムは、考古学専門の橋本可奈が土器につい て説明します。

土器をよく見て観察すると、さまざまなことが分かります。今 回は土器を作るときにできた痕跡から分かることを紹介します。

写真は古墳時代の「須恵器」という種類の土器です。須恵器は ロクロを使って作られますが、作る際に土器の粘土に含まれる砂 粒がロクロの回転に合わせて動くため、土器の表面をよく観察す るとロクロを左右どちらの向きで回転させたのかが分かります。 ちなみに、この土器はロクロを左向きに回して作られています。

私たち学芸員はこのような土器に残され た痕跡を観察して、その土器がいつごろ、 どのように作られたのかを判断しています。 土器はほんの小さなかけらでも、私たちに 多くの情報を教えてくれます。昔の人 の思いと土器づくりの過程に思いをは せながら、じっくり観察してみてくだ さい。





郷土歴史資料館(金津本陣 IKOSSA 2階) 休館日 月曜日・第4木曜日 (祝日の場合はその翌日) 開館時間 9時30分~18時(最終入館17時30分)

問合せ ☎ 73-5158 個 73-1038 | maibun@city.awara.lg.jp

「暮らしのレスキューサービス」のトラブルにご注意!

水漏れや排水管の詰まりの修理、鍵の修理、害虫駆除など、自宅で突然発生するトラブルに 事業者が対処する「暮らしのレスキューサービス」でトラブルが発生しています。

【相談事例】

- 台所の水漏れで、電話帳広告に「見積無料」と書かれていた事業者に見てもらったら、調査費用を請求された。
- 休日にトイレが流れなくなり、対応してくれる事業者をインターネットで調べて来てもらったら、 金額の説明もなく修理をされ、非常に高額な修理費を請求された。

【トラブルにならないために】

- 広告に「見積無料」と書かれていても、調査料や出張料、キャンセル料などの費用がかからないか確認しましょう。
- 緊急を要する修理なども多いと思いますが、提示された作業内容や見積金額に納得ができない場合は、 すぐに頼まず、別の事業者からも見積をとってから作業を検討してください。
- 給水装置や排水設備の工事は、市の指定を受けた工事店でなければ工事をしてはいけないことになっています。 指定工事店については、市ホームページもしくは上下水道課でご確認ください。
- 自分から事業者に連絡をして修理などを依頼した場合は、クーリング・オフできません。ご注意ください。
- ※ 見積を依頼するために事業者を呼んだのに、高額な修理工事を勧められて契約をした場合は、訪問販売に該当することがあります。 消費者センターにご相談ください。



消費者庁 消費者ホットライン 188 「イヤヤン」

困ったときは一人で抱え込まず、消費者センターにご相談ください。 問合せ あわら市消費者センター ☎ 73-8017 消費者ホットライン ☎ 188 (局番なし) 「泣き寝入りは、いやや(188)!」で覚えてね!